

## 令和元年度第1回霧島市個人情報保護審議会会議録（要旨）

I 日時 令和2年3月26日（木）午前10時00分～10時50分

II 場所 霧島市国分シビックセンター 行政棟4階 401会議室

### III 出席者

会長：山本 敬生（鹿児島県立短期大学准教授）

委員：稲留 隆（司法書士）、植木 春生（司法書士）、河原 晶子（元志學館大学教授）、  
末吉 隆之（弁護士）

事務局：総務部総務課 総務課長 本村 成明、文書法制グループ長 柳田 謙一郎、同グループ主査 白濱 健司

### IV 資料

- (1) 令和元年度第1回霧島市個人情報保護審議会会次第
- (2) 「個人情報取扱事務登録制度」について（資料1）
- (3) 個人情報取扱事務調査実施要領（資料2）
- (4) 個人情報取扱事務台帳【新規登録一覧表】（資料3）
- (5) 個人情報取扱事務台帳【変更一覧表】（資料4）
- (6) 個人情報取扱事務台帳【廃止一覧表】（資料5）

### V 議事項目

#### 1 審議会の公開又は非公開の決定について

##### 【審議内容】

霧島市附属機関等の会議の公開に関する指針による本審議会の公開又は非公開の取扱い

##### 【審議結果】

本審議会の会議は、公開とする。

#### 2 個人情報取扱事務の登録、変更及び抹消等の報告について

##### 【審議内容】

新規に登録した4件、変更した123件及び廃止した5件について、その妥当性を審査した。

##### 【審議結果】

##### (1) 新規の登録について

##### ア 「管理番号5246 霧島市移住支援金交付事務」

- 「事務区分」が「無」となっている。また、「その他」の「外部との電子結合」及び「事務処理委託」の項目が入力されていない。

##### 【事務局】

「事務区分」は「固有」の誤りであると考えられる。また、「外部との電子結合」及び「事務処理委託」については、担当課に確認した上で、記載することとしたい。

##### イ 「管理番号5250 住民基本台帳事務におけるDV及びストーカー行為等の被害者保護の支援措置事務」

- 事務の内容（DV及びストーカー行為等の被害者保護の支援措置）からすれば、「一般的取扱事項」の「生活事項」における「親族・続柄」の情報の収集は不可欠なものと考えられるが、チェックが付いていない。当該情報は収集していないということか。

##### 【事務局】

ご指摘のとおり、事務の内容からすれば、「親族・続柄」に関する情報を収集することは想定される面がある。「生活事項」における「家族状況」にチェックが付いていることから、担当課は、当該項目が「親族・続柄」の内容を包含しているものとして判断した可能性がある。担当課に確認の上、必要であれば、「親族・続柄」にチェックを付けることとしたい。

## (2) 変更の登録について

### ア 「管理番号819 資料複写申込書」「管理番号820 寄贈申出書」「管理番号825 郷土資料特別閲覧申請書」

- これらの個人情報に関しては、個人情報取扱事務台帳への登録がされていることから、1年を超えて保存されるものである。この点、図書館におけるこのような書類に記載されている情報は、思想・信条に関わるセンシティブな内容が含まれており、1年を超えて保存する必要性について疑問を感じる。本来、図書館側は、当該書類等における情報を統計的に把握しておけば十分であり、不必要に長期間保有しておくべきではない。
- (本審議会は、市に対し、行政文書の保存期間について意見を述べる権限はないが) それぞれの行政文書において収集している個人情報の性質や内容、長期保存の必要性等を十分に勘案した上で、保存すべき期間を検討していただきたい。

#### 【事務局】

後々に統計的な処理を行う必要性が生じる可能性等を勘案し、保存期間を長く設定しているものもあるだろうが、必要な見直し等を行うことなく、漫然と従来の取扱いを継続しているものも存在していると考えられる。時機を捉え、注意喚起等を行いたい。

### イ 「管理番号3474 隼人図書館学習室利用申込書」「管理番号4608 図書資料インターネット予約利用申請書(パスワード申請)」

- これらの情報は、統計的に把握しておけば良いものであり、1年を超えて保存する必要性はないのではないか。

## (3) 廃止の登録について

- 特段の意見はなし。

### 【審議会としての意見】

- 昨年度において指摘した次の内容について、改めて徹底することを求めたい。

#### **不必要な個人情報の収集の見直し及び必要な個人情報の収集**

- ・ 収集する個人情報については、自律的に見直しを行われている課等もあるだろうが、本来的には不必要な個人情報であるにもかかわらず、慣習的に漫然と収集し続けている事例も多いものと見受けられる。
- ・ 一方、困窮されている方々に対する支援のあり方なども多様になり、これに伴って行政に対する期待感も高まってきている。その分、必然的に入手せざるをえない又は各種措置を講じるに当たり重要な個人情報というものも増えてきているように思う。
- ・ このようなことを踏まえれば、行政においては、収集する必要性のない個人情報は収集せず、他方、収集する必要性のある個人情報については、積極的に収集していくといったメリハリのある対応が求められていることに留意していただきたい。